

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 同仁会

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人同仁会（以下、「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 継続的かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価して理事会で決定し、各人に月額支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 報酬の額は、定時理事会で定めるところによる。

(支給期間)

第4条 報酬の支給期間は、任期に伴うこととする。月額の計算基準は、1日から末日とする。

(支給日)

第5条 報酬の支給日は、法人の職員給与規定に定める給与の支給日に準じるものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 交通費等は原則として、出張終了後支払うこととする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附 則

この規定は、平成28年12月24日より適用する。